

地域団体商標「宇治ほうじ茶」

登録申請について

令和3年11月18日

1. 「宇治ほうじ茶」登録内容

第30類

指定商品：「京都府・奈良県・滋賀県・三重県の4府県産茶を京都府内の業者が京都府内において宇治地域に由来する製法により仕上加工した緑茶を焙じ上げた茶」

宇治茶の定義に沿って製造加工された宇治茶を、焙じた茶を「宇治ほうじ茶」とする。

運営規程の内規に、「宇治ほうじ茶」の原料は京都府内において京都府茶協同組合の組合員が製造加工したものに限り、原料が宇治茶として確立された茶であれば、他府県で焙じ加工を行っても「宇治ほうじ茶」とする。

ただし他府県において組合員が更なる配合を行う、又は非組合員が更なる配合を行った場合は「宇治ほうじ茶」とはならない。

《※参照：宇治ほうじ茶規程（案）、宇治ほうじ茶商標規程に関する内規（案）》

2. 登録の必要性

商標「宇治茶」を登録していることで、各茶種（抹茶・玉露・煎茶）にも権利が及んでいると認識していたが、【〇〇宇治抹茶】【宇治抹茶***】【××宇治煎茶】などの商標が登録されたことで、更なる商標登録を防ぎ「宇治茶」の権利を守ることから、各茶種の登録申請を行い登録が認められた。

最近では、ほうじ茶の需要が伸びてきており「宇治ほうじ茶」を登録しておかなければ、先と同様の問題が生じる可能性もあり、さらに「宇治ほうじ茶」が他者に商標登録されてしまう恐れもある。

組合員が安心して「宇治ほうじ茶」を販売できるよう、登録を行う必要がある。

3. 登録にあたり必要な資料

「宇治ほうじ茶」という名称を使用して、組合員が販売しているという実績が必要になります。「宇治ほうじ茶」の名称が入った商品・納品書・請求書や広告などの提供を、組合員に協力いただくよう求めていく。

以上